

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

夫に「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所に出掛けた際、夫婦の年金記録を出してもらった。夫の記録は昭和40年度から保険料が納付済みになっているのに対し、私の記録は41年度から納付済みとなっていた。私が夫婦二人分の加入手続をし、保険料も夫婦二人分を集金の方に必ず納めていた。私の納付済期間が夫より1年遅れの41年度からになっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において、60歳到達の前月まで国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は夫と一緒に国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録では、夫婦共に国民年金手帳記号番号は昭和36年3月2日に連番で払い出されており、申立人の主張と一致する上、夫は申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納になっているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、申立期間当時、A市では、国民年金推進員(集金人)による保険料徴収方法を採用しており、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年10月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年10月まで
② 昭和56年7月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が近くの金融機関で払っていたはずである。夫婦二人共に未納というならともかく、私の分だけ未納となっているのは合点がいかない。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間前の昭和51年度の国民年金保険料の領収書によれば、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の主張どおり、夫婦分の保険料を同日に納付していたことが確認でき、申立期間の保険料について、妻は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、社会保険庁が保管する妻の被保険者台帳によれば、妻は昭和55年度中に同年度の保険料を現年度納付しているとともに、昭和55年7月に54年度分の保険料を過年度納付しており、申立期間①当時、未納期間ができないように努めていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことがうかがわれることから、手続の遅滞により申立期間②の保険料が時効となり納付不能となることも無かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

国民年金制度発足に当たり、当時は独身だったからA市の職員から強制加入との説明を受け、昭和36年4月から町内に住む集金人に毎月、保険料を納付していた。当時、もらった領収書は引っ越し等の際に処分してしまって、保管していないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間の国民年金保険料を納付している上、被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる限り、昭和47年度以降の保険料はすべて前納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、集金人（町内会の役員）に国民年金の加入手続の書類を提出し、保険料を納付していたと説明している。この点については、申立期間当時、A市では、地域の納付組織（婦人会）が保険料を集金していたほか、適用資格関係の書類の取次業務を行っていたことが確認でき、申立人の説明と一致する。

さらに、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和41年1月に払い出された記録になっているが、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の姓は、申立人が36年12月に婚姻し改姓しているにもかかわらず、婚姻前の姓で記載されており不自然である。

加えて、A市が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和42年4月1日発行）でも、当初に記載された姓は申立人の婚姻前の姓であり、国民年金手帳では、婚姻から6年以上を経過した昭和43年2

月に婚姻後の姓に変更された記載となっている。このため、申立人の国民年金加入手続は、申立人が主張するとおり、申立人が婚姻した36年12月より以前に行われていたと考えるのが自然であり、加入手続を行っていたのであれば、申立人のその後の保険料納付実績からみて、申立期間の保険料も納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から39年3月まで
② 昭和40年4月から同年9月まで

婚姻前の昭和37年5月から39年3月までの国民年金保険料は、亡父が納付してくれたはずである。40年3月17日には、それ以前の未納の保険料を自分がまとめて納付した。40年4月以後は、妻か自分が二人分の保険料を市役所で納付してきた。過去に2度ほどA市役所で納付確認したが未納があるとされたことは無かった。若い時から公共料金など滞納することなく納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

また、国民年金手帳について、年度表示が訂正されていること、納付とされている期間に検認印が無いこと、印紙検認台紙が切り離されていたり、残されていたりすることなど、処理に不審な点がある。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、その父親が国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとしており、申立人は関与しておらず、既に父親は死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月にその妻と連番で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳も同月に発行されているほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は、婚姻から3か月後の同年11月ごろに行われ、その際に37年5月にさかのぼって資格取得したものと推認され、これは、申立人の父親が申立人の婚姻前後の時期に国民年金加入手続を行ったとする申立人の説明とも符合す

る。このため、申立期間①の当時には、申立人の加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱っていなかったとする A 市役所で保険料を納付した記憶しか無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立人及びその妻は共に、婚姻した昭和 39 年度以降の国民年金保険料は、申立期間②を除くすべての期間の保険料を納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳では、申立期間②を含む昭和 40 年度及び 41 年度の印紙検認記録欄に検認印が押されていないが、社会保険庁の記録では、申立期間②以外の期間の保険料は納付済みと記録されている。このため、申立期間②以外の期間の保険料は過年度納付されたものと考えられる。

さらに、申立人は、社会保険事務所や金融機関での過年度納付の記憶は無いとしているが、申立人は、妻が国民年金保険料を納付したこともあると述べている。このため、上記の過年度納付は妻が行ったものと推認され、妻が、未納としていた申立人の昭和 40 年度及び 41 年度の保険料のうち 18 か月の保険料を過年度納付し、申立期間②の 6 か月の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 申立人が指摘する申立人の国民年金手帳の処理の不審点については、国民年金手帳を効率的に使用するため年度表示を訂正することは、実務上、時折見受けられる措置であること、検認印が無いが納付済みとされている期間は過年度納付等が行われた期間であるとみられること、新しい国民年金手帳が交付されたために使用されなくなった国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されないで残されているものであることなど、不自然な点は見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

私は昭和36年4月から国民年金に加入し保険料を納付してきた。申立期間ごろは、元夫との離婚裁判を行っており、納付についての詳細な記憶は無い。その後、平成4年ごろにA市B区役所で2回程度、保険料の未納が無いかを確認したが、職員からは「未納は無い。」と言われた記憶がある。

しかし、平成19年に念のためC社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間について未納となっていた。私は保険料の納付書が送られてくれば納付していたので、納付を示すものは無いが、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保存する電子データでは申立期間は申請免除期間と記録されており、区役所職員に「未納は無い。」と説明されたとする申立人の主張と一致する。

また、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間が含まれる昭和53年度について、当初、申請免除期間であったと考えられる記録の整理がされている。これらのことから、申立人は申立期間の保険料について免除されていたものと認められる。

ところで、申立人が申立期間の保険料について追納したか否かについては、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間の直後（昭和53年10月から54年3月まで）について、63年6月から同年8月ごろに追納を行っているものの、申立人のこの追納に関する記憶はほとんど無く、その時点では、社会保険庁のオンライン記録が未納であったことから、申立人が申立期間について追納申込みを行うことはできなかったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料について追納したとかがえる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、申立期間当時勤務していた事業所の雇用主の勧めで、時期の記憶は無いものの、国民年金の加入手続をA市B区役所で行った。その後、昭和46年の夏に支給された賞与で申立期間の保険料をC郵便局で納付した記憶がある。この時に受け取った領収書は既に紛失してしまい、そのほかに納付したことが分かるものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月1日（申立人が所持する国民年金手帳の発行日は46年6月24日）に払い出され、資格取得日を44年4月10日として強制加入している。

また、申立人の元雇用主の妻にその当時の賞与の支給状況について聴取したところ、夏には賞与を支給していた旨述べていることから、申立人の主張について特に不合理な点は無い。

さらに、申立人は、昭和45年度分を昭和46年9月3日に過年度納付したことを示す領収書を所持しており、申立期間も同年7月末までであればすべて過年度納付が可能な期間であることから、申立人が、同年の夏に支給された賞与で申立期間の保険料を過年度納付したとする主張に特に不自然な点は認められない。

加えて、申立人は前述した昭和45年度分の過年度納付の領収書以外にも、47年度分の過年度納付の領収書や49年度分の現年度納付の領収書も所持している。この両年度について、社会保険庁の申立人のオンライン記録や国民年金被保険者台帳では当初、未納とされていたが、平成10年に申立人が領収書を

示したことにより記録が追加されている。このことから、社会保険庁の申立人の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれ、申立期間についても、納付したことを示す領収書は無いものの、申立人が過年度納付したとしても不自然ではない。

このほか、申立人には国民年金加入期間において申立期間以外に未納は無く、申立期間も1年間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月15日から同年10月15日まで

申立期間について、私の厚生年金保険の記録は空白となっているが、当該期間も継続してA社に勤務していたので納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社勤務に係る人事記録、退職金明細書の記載内容及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し（昭和47年9月15日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人のA社B支店への異動に関し、厚生年金保険被保険者資格取得届に係る当該取得日を昭和47年9月15日とすべきところ、誤って同年10月15日と届け出た。」としていることから、事業主が同日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については、A社における厚生年金保険の加入事実はない旨の回答をもらった。
この期間は、同一会社内の異動で継続して勤務し、社会保険料も支払っていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令記録、企業年金基金及び雇用保険の記録並びに当時の同僚等の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年4月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月の社会保険事務所の記録及び同年3月の企業年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の勤労厚生業務を請け負っているC社の担当者が、「転勤による事務手続上のミスにより、A社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和54年4月1日とすべきであるにもかかわらず、誤って同年3月16日とした可能性が高い。」と証言しているものの、事業主はこれを追認しておらず、このほか

事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月1日まで

年金記録を確認したところ、昭和23年4月にA社C支店から同社B支店に異動した際、C支店（厚生年金保険の適用事業所は本店）の資格喪失日が同年4月1日、B支店の資格取得日が同年8月1日とされ、申立期間の記録が無いことが分かった。

人事記録でも分かるとおおり、申立期間については間違いなくA社B支店に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している人事記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年4月1日に同社本店から同社B支店に異動。）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、A社の事業主は、申立人が昭和39年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、B社の事業主は、申立人が同年10月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年4月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、C社の事業主は、申立人が同年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年8月及び同年9月は2万2,000円、同年10月から40年3月までの期間、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、D社E支店の事業主は、申立人が昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月3日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年6月まで
② 昭和45年8月1日から同年9月3日まで

私は、申立期間①については、昭和39年5月にF社に入社し、40年6月まで継続して勤務していた。申立期間①においてはF社のほかに、A社、B社及びC社に勤務していた記憶がある。

申立期間②については、D社E支店で勤務していた。

申立期間①及び②について、給与から保険料を控除されていたはずなの

で、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が厚生年金保険料をF社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、申立人の同社における雇用保険被保険者記録も無い上、同社は、同社が保管する当時の関連資料には、申立人に係る記録は無いと回答しており、ほかに同社について申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

しかし、申立人は、上記F社のほかにA社、B社及びC社に勤務していた記憶がある旨を主張しているところ、調査の結果、社会保険事務所が保管するA社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者原票に、申立人と同一氏名、同一生年月日である基礎年金番号に未統合の被保険者記録が存在することが判明し、当該未統合記録はそれぞれ、A社については昭和39年8月1日に資格取得、同年10月1日に資格喪失、B社については同年10月2日に資格取得、40年4月28日に資格喪失、C社については同年5月11日に資格取得、同年7月8日に資格喪失していることが確認できる。

また、当該未統合記録のうち、A社とB社の厚生年金保険記号番号は同一であることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、B社に係る未統合記録と内容が合致する雇用保険の加入記録（昭和39年10月2日入社、40年4月27日離職）が存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であり、申立期間①のうち、申立人のA社に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和39年8月1日、資格喪失日は同年10月1日、B社に係る資格取得日は同年10月2日、資格喪失日は40年4月28日、C社に係る資格取得日は同年5月11日、資格喪失日は同年7月8日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和39年8月及び同年9月を2万2,000円、同年10月から40年3月までの期間、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、D社E支店の業務内容及び所在地について具体的な証言をしている上、社会保険事務所の記録により、申立人の記憶にある当時の同僚等が同社同支店に在籍していたことが確認できることから、同社において申立人が勤務していたものと推認できる。

また、調査の結果、社会保険事務所の保管するD社E支店の厚生年金保険被保険者原票に、申立人と同一氏名、同一生年月日である基礎年金番号に未統合の被保険者記録が存在することが判明し、当該未統合記録は、昭和45年8月1日に資格取得し、同年9月3日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録で

あり、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和45年8月1日、資格喪失日は同年9月3日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月29日から27年1月15日まで
② 昭和27年3月20日から30年9月1日まで

昭和55年3月にA社を退職した際、社会保険事務所で年金記録を調べてもらった。その時に結婚前の厚生年金保険加入記録が108か月有ると言われた。それを基に厚生年金保険を25年かけようと思い働いてきた。

昭和62年、B社を退職後に社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているとの回答があったが納得できない。私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年9月の前後4年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金支給記録があり連絡先が把握できた一人の者は、事業主が行ったのではなく自分で請求手続をしたと証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と526円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 13 日から 39 年 7 月 1 日まで

A社退職後、脱退手当金支給済みとなっているが、1年4か月後にもらうはずはない。その後、主人と始めた会社に35年従事したが、その間に将来の年金額について3回ほど見積もりに行ったときは、同社の期間も算入されていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和40年11月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている日から間もなくして事業主でもある夫と共に厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一被保険者記号番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が、申立期間の脱退手当金を受給したものと認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 2 日まで

同僚の A さんは会社を辞める際、会社から小さな紙をもらったと同人から聞いた。私の厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所で調べてもらったところ、脱退手当金を支払済みとのことであった。私が会社を辞める時、脱退手当金の話は無かった。脱退手当金の支払が退職後 1 年 1 か月後となっているが、B 社を辞めてすぐの昭和 44 年 4 月に結婚しているので、脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 45 年 3 月 20 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 44 年 4 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から44年3月まで

申立期間はA市に在住し、当時、居住していた家の北隣に住んでいた組長さんに勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は組長さんに納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が婚姻（昭和40年11月）後、初めてA市に転入し、夫の転勤によりB市へ転出するまでの期間に当たるが、申立人はその後、昭和48年3月に再度、B市からA市に転入している。

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が再度、A市に転入した昭和48年3月に任意加入被保険者として払い出されており、その資格取得日は申立人が同市に転入した日（昭和48年3月29日）となっている。申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立人は申立期間においても任意加入被保険者の対象であり、この時点を基準にすると、任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって資格を取得することができないことから、申立期間において申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は申立期間当時、将来支給される年金額が増えると勧められ、途中から200円ほど加えて保険料を納付していたとしており、このことは申立人が付加年金制度を利用していたとの主張とみられるが、付加年金制度が開始されたのは申立期間後の昭和45年10月であるほか、付加保険料額も当該制度

開始時は月額 350 円であり、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立期間当時、A市においては、国民年金手帳について市保管であったが、申立人は申立期間の終期（昭和 44 年 3 月）にB市に転出したとしており、この転出時期は通常年金手帳更新時期ではないため同手帳には昭和 44 年度以降の検認欄が残されている状態であり、かつ、転出後の国民年金加入手続等、申立人が 44 年度以降も使用する手帳となることから、申立人に対し同手帳を返還するものと考えられるが、申立人は、その時点で国民年金手帳を受け取っていないとするなど、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から51年12月まで

昭和43年2月、国家公務員の夫と結婚したころに、夫に勧められ国民年金任意加入手続及びそれまで勤めていた会社での厚生年金保険に係る一時金の受取手続を行ったことを覚えている。

毎月、郵便局に保険料を納付に行くと、横長の帳面に納付確認の割印を押してもらっており、夫の給料日の後、必ず納めに行っていたこと、寒い日に子供をおぶって納めに行ったことも記憶している。

私の名前の読み方が誤って扱われている可能性もあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録及びA市が保管する年金記録によれば、申立人は昭和52年1月に国民年金に任意加入したとされており、この時に払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間には国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、毎月、郵便局で納付し、横長の帳面に納付確認の割印を押してもらっていたとしているが、当時、A市では、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）に保険料を納付することとされていた上、申立期間のうち大半の期間においては印紙検認方式が採られていたことから申立人の記憶とは合致しない。

さらに、申立人は国民年金加入当初から付加保険料込みで保険料を納付していたとしているが、現在の申立人の年金記録はその主張のとおりになっている上、付加保険料の制度が開始したのは昭和45年10月であり、申立期間の始期

である43年2月には付加保険料の納付は行い得なかったことからみても、申立人の国民年金に任意加入した時期に係る記憶には、ずれがあるものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から46年4月まで

私が20歳になったので、母親が国民年金加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。母親が集金人に保険料を支払っていたのを見たこともある。母親は既に亡くなっているため詳しいことは分からず、当時の保険料納付の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、加入手続き時期及び申立期間の保険料の納付状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、同年8月ごろ、申立人の国民年金加入手続きが行われたものとみられる上、その資格取得日は46年5月1日とされている。このため、申立人の資格取得日から判断すると、申立期間は国民年金未加入期間となり、母親が当該期間の保険料を集金人に納付したとは考え難い。

さらに、申立人は20歳に到達した昭和40年12月から44年3月までは任意加入の対象である昼間学生であり、44年4月から46年3月までは共済組合に加入していたことが確認できることから、申立人の資格取得日が46年5月1日であることに著しく不自然なところは無い。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの期間及び53年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間のころは、督促状が届いた時にはA市B区役所の年金課で保険料を納付し、それ以外の時にはC銀行D支店で納付するか、または、E卸売市場の精算所に入出入りしていた銀行の人を通じて納付してきた。

A市B区役所の年金課で保険料を納付した時に、同区役所の担当者と「保険料を支払っても途中で死んでしまったら、年金はもらえない。民間の生命保険なら保障がある。」という話をした記憶がある。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人の妻も申立期間については、未納とされている。

また、申立人は督促状が届いた時にはA市B区役所の保険年金課で保険料を納付したとしているが、同市によれば、申立期間当時、保険年金課で保険料を受領することは無かったとしており、申立人の主張とは異なる。

さらに、申立人は保険料の納付が1年も2年も遅れることは無かったとしているが、申立期間当時も、保険料納付の督促を受けることがあったとしていることから、必ずしも納付期限内に保険料を納付していなかったことがうかがわれるほか、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和53年度の欄には「納付書発送」の記載があり、少なくとも申立期間②については過年度納付

によらなければ納付できなくなっていたものとみられ、申立人の主張には齟齬^{そご}がある。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料(預金通帳、取引明細書、確定申告書、家計簿、日記等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年10月まで

私は、高校卒業後、理容師の免許を取得し、家業の理容店で母親と兄と一緒に働いていた。20歳になった時に母親が私の国民年金加入手続きを行い、保険料の納付も母親に任せていた。保険料は、母親が家族の分と一緒に集金人に納付していたので、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、これらの状況は不明である。

また、申立人は、母親が申立人が20歳になった昭和43年にA市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において50年10月17日に任意加入被保険者として払い出されており、このことはA市において申立人の国民年金被保険者名簿は無いこと、及び申立人には46年11月、B市に転入した際に国民年金関係の手続きをした記憶が無いこととも符合する。申立人が国民年金加入手続きをした時点を基準にすると、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得することができないことから、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年11月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入した。当時は親の仕事を手伝っていたので、加入手続と保険料の納付はすべて親に任せていた。申立期間中、父親は納付済みになっているのに、私が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しているため、加入手続時の状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、申立人は、父親が申立人が20歳になった昭和44年にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年10月8日に払い出され、強制加入被保険者として、その資格取得日は、同年12月21日とされており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿においても、加入の種別及び資格取得日は社会保険庁の記録と一致している。このことから、父親は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立人の資格取得日を基準とすると、申立人は申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、父親が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から49年3月まで
国民年金の加入手続をいつ行ったか記憶に無いが、A町役場か地域組合の集金係の勧めで加入したと思う。加入後の国民年金保険料は地域組合の集金係に、私が夫の分と一緒に毎月、定期的に納付していた。申立期間当時は、夫の事業も順調であり、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に申立人の義兄、義姉、義弟の3人と連番で払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準にすると、申立期間のうち40年5月から48年9月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、特例納付期間でもないことから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間のうち昭和48年10月から49年3月までについては、過年度納付が可能であるが、申立人は毎月、定期的に地域組合の集金係に夫の保険料と一緒に納付していたとしており、A町では当時、国民年金保険料を収納していた徴収員（地域組合の集金係）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしている上、申立人の被保険者台帳によれば、申立人は、昭和49年度（1年分）の保険料を51年8月19日に過年度納付していることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から49年2月まで

私は、義母が国民年金保険料を一括納付したことを聞いて、私の20歳からの国民年金保険料の未納分も一括納付してもらえるように義父に頼んだ。義父から私の国民年金保険料はA納税組合長宅で一括納付したと聞いている。私は、加入手続、納付等について一切関与していないため、詳細についてはほとんど分からない状態であるが、義父が保険料を納付していたはずなので、申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の義父は、既に死亡しており、加入手続時の状況、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和49年4月15日に払い出され、その資格取得日は同年3月26日となっており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致し、義父はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。この時点を基準にすると、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得できないことから、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、義父がA納税組合長宅で保険料を一括納付したとしているが、B市では、同納税組合は国民健康保険税及びほかの税徴収は行っていたが、国民年金保険料は徴収していなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から平成9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から平成9年3月まで

亡くなった父親(申立人)は昭和53年7月の会社退職後に国民年金の加入手続を行ったはずである。この時期、両親は一緒に喫茶店を営業しており、母親の保険料は納付済みとなっているのに、父親が納付していないとされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しているほか、申立人の長男によれば、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は病気のため、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は無く、申立人が申立期間に居住していたA市においても申立人の被保険者名簿の存在は確認できないほか、同市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録も見当たらない。このため、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の長男は、申立期間当時、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立人が保険料を納付していないとされているのは不自然であるとしている。この点については、申立期間の始期である昭和53年7月時点で、申立人は厚生年金保険被保険者期間が22年8か月で年金受給資格を有していたため、国民年金は任意加入対象者であった。このことから、申立人が国民年金に任意加入せず、以前から国民年金に任意加入していた申立人の妻のみが継続して保険料を納付していたとも思われ、不自然とは言えない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年7月まで
昭和51年2月末ごろ、婚姻届の提出のため、夫と二人でA市B出張所に行った。その時に、国民年金保険料を20歳からさかのぼって納付するよう勧められ、その後、夫婦二人分の20歳からの保険料を納付した。納付方法や保険料額は覚えていないが、申立期間について夫が納付となっており、私が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金加入手続は、申立人の説明のとおり、昭和51年2月(夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期)ごろに行われたものと推認され、夫については、加入手続以後に20歳の時点までさかのぼって保険料が納付されたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、夫の国民年金資格取得時期は昭和46年9月であるのに対し、申立人の資格取得時期は申立期間後の51年1月とされており、申立人が所持する年金手帳においても、「はじめて被保険者となった日」は「昭和51年1月10日」と記載されている。これは、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日をもって国民年金資格取得日とし、20歳までさかのぼって資格取得しなかったものと考えられる。このため、資格取得以前の期間である申立期間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したとするのみで、納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶は無い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

申立期間当時、私は大学生でA市B区の実家に住んでいた。私が20歳になった時に、母親が私の国民年金加入手続きを行い、家族の保険料と一緒に私の保険料を納付していた記憶があるので、申立期間について加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の説明のとおり、申立人が20歳になった時に申立人の国民年金加入手続きを行い、自分たち夫婦の分と一緒に毎月、納付書により保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟が20歳になって以後の平成3年12月25日に、弟の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、申立期間当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人及びその弟の被保険者名簿は、兄弟共に平成3年12月13日に作成されており、国民年金の資格取得届の提出日も兄弟共に同年11月30日と記載されている。

以上のことから、母親は、申立人の国民年金加入手続きを申立人の弟の加入手続きと一緒に平成3年11月に行ったものと推認され、このことは、申立人及びその弟の資格取得月（申立人が平成3年4月、その弟が同年10月）から3年12月までの保険料が同年12月27日にまとめて納付されていることとも符合する。このため、申立期間当時には、申立人の加入手続きは行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は学生であった。平成2年度までは、学生

は国民年金の任意加入対象者であり、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このため、母親が、平成3年11月に申立人の加入手続を行った際には、学生が第1号被保険者に強制適用とされた同年4月までさかのぼって資格取得したものと考えられ、申立人が唯一所持する年金手帳においても、「はじめて被保険者となった日」は「平成3年4月1日」と記載されている。したがって、資格取得以前の期間である申立期間は無資格期間であり、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間について、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで
私が20歳の時から、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月下旬に払い出されたものであることが確認できるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、父親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和42年4月1日とされており、A市B区が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳でも同様に記載されている。このため、資格取得日以前の期間である申立期間は無資格期間であり、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間について、父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年9月まで
私が20歳になった時に、母親が私の国民年金加入手続を行い、それ以降私が結婚するまで、町内会から訪問する集金人に保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は高齢のため、その状況について確認することは困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月8日に社会保険事務所からA市に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年7月17日と記載されている。このため、申立人の国民年金加入手続は同年7月に行われたと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及び国民年金手帳共に、国民年金被保険者資格取得日は昭和42年10月と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和43年7月に行われ、その際、申立人が婚姻した42年10月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時は、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、その当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立期間は無資格期間であり、加入手続後に保険料を納付したとも考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

国民年金は強制加入だと言われ、A市B区役所で加入手続きを行い、私自身が保険料を納付した。保険料は毎月、集金人に納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前の昭和36年度から国民年金保険料を集金人に納付したと説明しているが、A市において、集金人制度が創設されたのは昭和37年10月であり、申立人の説明と相違する。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間中の昭和41年6月（夫の国民年金手帳記号番号の払出時期）ごろに職権適用にて国民年金の加入手続きが行われており、申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳（2冊目のものと推認される。）の発行が昭和43年6月で、昭和43年度の初回の納付日が同年6月であること、及び夫の国民年金手帳では、41年度及び42年度には保険料納付済みを示す検認印が無く、加入後の初回の保険料納付日が43年6月であることなどから、集金人が初めて申立人宅を訪れたのは同年6月であり、その時点から、夫婦と一緒に保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を月400円程度であったと記憶しているが、申立期間の大部分の保険料額は月100円であり、申立人及びその夫と一緒に保険料を納付するようになった昭和43年6月時点では、夫婦二人の保険料額は月400円であることから、申立人が記憶する保険料納付はこの当時のものであるとも考えられる。

そのほか、申立人はA市B区からの転居は無いなど、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び46年10月から47年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和46年10月から47年9月まで

申立期間①については、私がA市B区の個人商店で勤務していた昭和35年ごろ、申立期間当時の元雇用主が国民年金の制度を知り、元雇用主の妻が、元雇用主夫婦と私を含めた当時の社員5人の国民年金加入手続を行ってくれた。

また、保険料についても、昭和36年4月からA市B区役所で元雇用主の妻が納付してくれたと元雇用主から直接聞いているので、この期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、昭和49年3月ごろ、私がB区役所で妻の国民年金加入手続を行った際に、区役所職員から私の国民年金保険料に未納期間があることを指摘されたことから、未納となっていた期間について納付すると申し出たが、5年間しかさかのぼれないと職員に言われたため、夫婦二人分の保険料について5年間分さかのぼって約10万円を同区役所窓口で納付した。このため、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする元雇用主の妻は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況について確認することができない。

また、元雇用主にも当時の状況を聴取したが、保険料納付については妻に任せていたので当時の記憶は無いと述べている。これらのことから、申立人の申立期間の保険料納付については全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 6 日に、申立人の元雇用主夫婦及び元従業員 4 人と共に払い出されているが、社会保険庁の記録によれば、この 7 人すべてについて申立期間は未納である。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間が含まれる昭和 36 年度から 37 年度までの印紙検認記録のページには検認印は押されておらず、印紙検認台紙のページは印紙検認記録のページにかけて割印を押され切り取られていることから、申立期間当時には保険料は未納であったことが確認できる。このほかに、元雇用主の妻が申立人のこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、元雇用主の妻が申立人のこの期間の保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、第二回特例納付期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）中である昭和 49 年 3 月に、区役所職員から 5 年間分しかさかのぼって納付することはできないと言われたため、申立人及びその妻の保険料を併せて 5 年間分さかのぼって納付したと主張しているが、特例納付期間中であれば、未納となっている保険料について、国民年金制度が開始された 36 年 4 月までさかのぼって納付することは可能であることから、区役所職員が納付の遡及期間^{そきゅう}を 5 年間に限定して説明したとは考え難く、申立人の主張は不合理である。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料について、すべて 3 か月ごとに現年度納付されており、この点からも、申立人が同年 3 月に申立人及びその妻の保険料を併せて 5 年間分さかのぼって納付したとする主張は不自然である。

さらに、妻の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 12 月 8 日に払い出され、資格取得日を 49 年 1 月 5 日として強制加入している。このほかに妻へ別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、妻は 48 年 12 月以前について国民年金に加入していないこととなり、同年 12 月以前についてさかのぼって保険料を納付することはできない。このため、申立人が、夫婦の保険料を併せて 5 年間分さかのぼって納付したとは考え難い。

- 3 元雇用主の妻及び申立人が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年12月まで

私は17歳から出稼ぎに出ていたが、住所はA市に置いていた。父親代わりでもあった私の兄からは、私が20歳になったので国民年金加入手続をしたと教えられ、20歳から22歳ぐらいの間に国民年金手帳も見せてもらった。私の国民年金保険料も兄が立て替えて納付してくれていたはずであり、オレンジ色の領収書のようなものを見せてもらったこともある。

昭和47年ごろにB県に引っ越した後も兄に送金をしており、引き続いて兄が納付していたはずである。また、納付場所は、兄が支店長又は本店参事として勤めていたC農業協同組合だと思うが、兄は既に他界しており、当時の納付状況は分からない。

なお、私は、兄が私の国民年金保険料を納付していることを承知の上、昭和51年9月ごろにD区で国民年金の加入手続を行った。

これらのことから、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする兄は既に死亡しており、申立期間当時のこれらの状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月にD区で払い出され、資格取得日を42年3月3日として強制加入している。申立人が所持する制度共通の年金手帳(49年11月以降使用のもの)を見ると、国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」にも42年3月3日と記録され、D区の処理庁印が押されており、最初の住所欄も同区となっている。このことから、申立人の国

民年金手帳記号番号払出時期、払い出した区役所及びその当時、使用されていた年金手帳の種類が一致し、この払出しに不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、兄がE市で申立人の国民年金保険料を納付していることを承知している上で、この国民年金の加入手続を行ったと述べている。

しかし、申立人の昭和50年1月から51年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期から過年度納付したと推認され、申立人に同市で国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、兄が同市で申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人への国民年金手帳記号番号払出時点を基準とすると、申立期間のほとんどが時効となり、保険料を納付することはできないこととなる。

その上、申立人は、兄から申立人が20歳から22歳であったころ（昭和42年から44年ごろ）に申立人の国民年金手帳を、加入して2年から3年ぐらいまでの間（昭和44年から45年ごろ）にオレンジ色の領収書のようなものを見せられたことがあるとしている。しかし、E市では昭和41年度から国民年金手帳を市役所保管としており、この時点で申立人が自分の国民年金手帳を見ることは考えにくく、申立期間当時、同市では納入通知書を年齢により色分けしており、申立人の当時の年齢に該当する納入通知書は空色であったことから、申立人の主張とは相違する。

このほか、兄が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年9月まで

私は、昭和58年9月に勤務先が倒産したため厚生年金保険被保険者の資格を喪失した。その後、失業保険受給の手続きをし、既に結婚して小さい子供もいたため、国民健康保険に加入することにした。私は、国民健康保険の加入と国民年金の加入は併せて行わなければならないと思い、同年10月ごろに、私がA市役所本所か同市役所B出張所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行った。その当時、妻は国民年金に加入しており、保険料を納付していたが、私と妻の二人分の国民年金保険料を納付するのは経済的にも困難だったため、妻については国民年金をやめる手続きを行った。

その後、保険料の納付は毎月か3か月に一度だったかは記憶に無いが、納付書が送られてくるたびに、妻が自宅近くのC銀行D支店かE銀行F支店で月額5,000円程度を納付していた。その当時の預金通帳や保険料領収書は今のG県H市に転居するまで保存していたが、転居の際にすべて廃棄してしまった。

しかし、申立期間については保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和58年10月ごろに国民年金の加入手続きを行ったとしているが、その手続きに関する記憶は曖昧である。ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月にA市で払い出され、申立人には同年4月から同年8月までの納付記録があり、同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したため、国民年金の資格を喪失している。これらが記録されている同市が保存する申立

人の国民年金被保険者名簿を見ると、同年9月1日の資格喪失以降、申立人が国民年金の資格を取得した形跡は認められない。

また、A市が保存する妻の国民年金被保険者名簿には、妻が申立期間の始期である昭和58年10月1日に国民年金の資格を喪失していることが記録されていることから、申立人が申立人の加入手続と妻の資格喪失手続を併せて行ったにもかかわらず、申立人の加入手続のみが記録されないことも考え難い。

これらのことを併せ考えると、申立人が申立期間について国民年金に加入していたことや、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市によると、国民年金被保険者名簿は生年月日順に管理され、国民年金加入手続の際に、既に国民年金手帳記号番号の払出しがされている者についてはこれを確認していたとしている。申立人は昭和53年7月の国民年金手帳記号番号払出時点から同市内での転居はあるものの、他の市町村への転居は無いため、申立期間当時に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。このほか、申立期間当時、国民健康保険と国民年金は併せて加入すべきものではなかったとも回答していることから、申立人の主張とは相違する。

このほか、妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から33年1月1日まで

私は、申立期間にA社で搬送する果物の傷みを防止する緩衝材を造る業務に従事していた。

保険料の控除を証明する給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び申立人を記憶している同僚2人の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、A社の事業主及び申立人が記憶している同僚二人には、同社の厚生年金保険被保険者記録が無く、当該同僚二人は、同社の給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶が無いとしている上、当該事業主は、「A社からB社に変更後の昭和38年に厚生年金保険の適用事業所になった。」としており、これは社会保険事務所の記録(B社の新規適用年月日:昭和38年9月2日)と符合するとともに、上記同僚二人には、B社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、事業主の証言に不自然さはうかがえない。

さらに、B社は、当時の人事記録等関係資料が残っておらず、申立人については不明としており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から43年1月15日まで

私は、昭和41年5月からA社に休職等も無く継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等はない。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和42年5月1日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、このことは健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格喪失日と一致する。

さらに、当該被保険者原票には、申立人の健康保険証返納日が昭和42年5月30日と記載されている。

加えて、申立人の雇用保険記録によれば、申立人はA社を昭和42年4月30日に離職後、再度、43年4月1日に資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録とおおむね符合する。

このほか、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 34 年 4 月まで

申立期間にA社に勤務し、当時の給与から社会保険料が控除されていたはずなのに、当該期間は厚生年金保険に未加入であることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、申立人は、保険料の控除、健康保険被保険者証の授受及び勤務期間等に関する具体的な記憶が無い。

また、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事務担当者も既に亡くなっていることから、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てのとおりに行ったか否かを確認することができない。

さらに、申立人と同様住み込みで勤務していたとして名前を挙げた同僚二人については、一人は厚生年金保険の加入記録があるが、残る一人は、申立人同様、加入記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から同年 12 月まで
社会保険事務所にA社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は加入していない旨の回答をもらった。申立期間は同社でセールスマンとして勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成4年9月1日に全喪しており、申立人が名前(名字のみ)を挙げた同僚4人については、当該者を特定できなかつたり、連絡先不明であったりするため証言が得られず、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、A社B支店では、社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われておらず、申立人が名前を挙げた同社同支店の同僚は、同社本社で厚生年金保険に加入していることから、本社が適用事業所であったと推認されるところ、社会保険事務所保管の本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、雇用保険においても、A社における申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで
昭和 26 年 10 月 1 日から 31 年 6 月まで A 社で働いていた。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所には、A 社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A 社の事業主の名前を社会保険庁の記録で確認したところ、同姓同名で連絡先の分かる者が 6 人いたが、そのうち 4 人は既に死亡しており、残る二人は人違いであったため、当時の状況を聞くことができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた 5 人については、そのうち 4 人は既に死亡又は連絡が取れず、残る一人は連絡がとれたものの、A 社において厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からないと回答しているため、申立ての事実を確認することができない上、当該 5 人には、同社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 14 日から 39 年 5 月 1 日まで

昭和 28 年 9 月 2 日に、A 市にある B 社に入った。証券取引の仲介の仕事をしていて、相場が終わる午後 3 時ごろからは、取引会社を回る外交に出ている。従業員は女性職員が 5 人、男性職員が 7、8 人おり、C 社から 4、5 人来ていた。同僚には D 氏のほかに、E 氏、F 氏、G 氏がいた。給料は固定給プラス歩合給の月給制で、健康保険については、子供が 36 年に生まれているため使ったと思う。厚生年金保険についても、控除されていたはずである。

昭和 35 年 1 月に H 市にある C 社に吸収合併されたが、そのまま B 社として、40 年 6 月 15 日まで勤務した。当時のことを証明できるものは、38 年 3 月に刷られた同社の便せんくらいであるが、28 年 9 月から 40 年 6 月まで同社に在籍し、続けて就労しており、社会保険料も支払っていたはずであるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社及び C 社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚 D 氏及び F 氏は、申立人が B 社及び C 社に継続して勤務していたことを証言していることから、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業所を承継する I 社によれば、当時の資料は現存せず確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所保管の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は No. J で昭和 35 年 1 月 14 日資格喪失・証返の記録があり、そ

れ以降の申立期間（資格取得者 18 人（最終 No. K））に申立人は見当たらない上、社会保険事務所保管の B 社を吸収合併した C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人は No. L で 39 年 5 月 1 日資格取得の記録があり、それ以前の申立期間（資格取得者 176 人）に申立人は見当たらない。

加えて、申立てに係る同僚のうち、社員であったという D 氏と F 氏は昭和 39 年 4 月 1 日まで B 社に厚生年金保険記録が認められ、また、引き続き同日から C 社の同記録が認められるものの、申立人と同じく歩合外務員であったという G 氏、M 氏及び N 氏は B 社には同記録がなく、G 氏及び M 氏は申立人と同じく 39 年 5 月 1 日から C 社の同記録が認められ、同じ歩合外務員の E 氏、O 氏及び P 氏は B 社にも C 社にも同記録が無い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

私は昭和 58 年 7 月に A 社に入社し、電気製品の営業をしていた。入社した翌月には歩合給を含め 80 万円はあった。その後も、毎月 70 万円から 80 万円くらいの給与をもらっていた。

源泉徴収票・辞令を提出するので、申立期間について、標準報酬月額が 17 万円となっているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた昭和59年10月のA社の標準報酬改定のお知らせによると、申立期間のうち、同年5月から7月までの給与の平均支給額は約71万円で、同年10月からの標準報酬月額は41万円、同月より以前は17万円となっている。また、同社から提出を受けた58年7月の資格取得時決定においても、固定給16万円、標準報酬月額17万円となっており、58年7月から59年9月までの社会保険庁の記録と一致する。

また、社会保険庁の記録において、申立人の前後に資格取得した同僚の標準報酬月額は17万円であることが確認できる上、申立人から提出を受けた昭和59年の源泉徴収票の社会保険料控除額は、同年1月から9月までは定時決定前の17万円、同年10月から12月までは定時決定後の41万円（当時の最高標準報酬）で求められる社会保険料控除額とおおむね一致する。

さらに、A社の事務担当者は、「当時の賃金台帳等は残っておらず詳細は分からないが、給与は基本給プラス歩合給であり、固定的賃金の変動は無かったため、翌年10月の定時決定まで標準報酬月額の変更が行われなかったのではないかと推測される。また、当時の辞令の等級の定義については、資料が無いと分

からない。」と回答しており、昇級辞令に基づく固定的給与の変動があったか不明であるものの、申立期間当時、固定的給与の変動に伴う随時改定が行われた同僚はいないことから、同社は申立期間において固定的賃金の変動に伴う標準報酬月額届出を履行していなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から34年3月11日まで

A社において、夫と共に勤務していたが、59か月分の厚生年金保険記録が欠落している。給与計算書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人から提出を受けた昭和34年3月分給与計算書及び同僚の証言によれば、申立人がA社で勤務していたことは確認できるものの、同給与計算書には厚生年金保険料の欄が無く、保険料控除の事実が確認できない上、同僚は、「私は、真珠の核入れの作業をしていた。入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当時、同社では、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推認される。

加えて、A社は、昭和45年3月26日全喪しており、在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録が確認できない上、当時の社長及び事務担当者は死亡しており、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月26日から35年4月1日まで

私は昭和23年から36年にかけてA社及びB社に勤務していた。A社とB社は同一系列の会社であり、31年11月にA社が休業し、同年同月19日にB社として設立されたものである。

このA社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については加入記録が無いことが分かった。

当時の事業主、経理担当者及び私の3人は、A社及びB社に継続して勤務しており、健康保険証を使用した記憶もあるので、昭和31年11月以降も引き続き厚生年金保険に加入していたと強く確信している。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る商業登記簿謄本の写しによると、A社は昭和23年4月1日に設立され、その後、同社所在地にB社が31年11月19日に設立されていることが確認できるとともに、申立人が記憶している事業主が両社の代表取締役であることが確認できることから、両社は同一系列の会社であると認められ、申立人が両社に継続して勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和33年8月1日に全喪しており、申立期間のうち31年11月26日から33年8月1日までは適用事業所であったものの、全喪まで同社の被保険者であったのは申立人が経理事務を担当していたと記憶している職員のみであり、同人以外の申立人及び同社事業主を含む3人の被保険者は全喪の1年9か月前の31年11月26日の時点で資格喪失していることが確認できる。

また、A社の後継会社とみられるB社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険

の適用事業所となっており、同社が設立された31年11月19日から35年3月31日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

加えて、申立てに係るA社及びB社は既に解散し、申立期間当時の関連資料を得ることはできず、申立人が記憶している同社事業主及び事務担当者とも連絡が取れないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月10日から同年9月1日まで
② 昭和48年2月26日から同年3月6日まで

私は、昭和45年8月10日ごろから48年3月初めごろまでA社B支店に在籍し、45年8月23日から48年2月23日まで同社所有の船舶に乗船していた。

船員保険の記録は、昭和45年9月1日から48年2月26日までとされているが、乗船の際に、船員手帳が必要と言われ、45年8月18日に交付を受けているし、船員手帳の記録でも乗船日が45年8月23日であることが確認できるので、申立期間①について船員保険の被保険者として認めてほしい。

また、船員手帳の下船日は昭和48年2月23日とされているが、当時は10日間の有給休暇があり、当該休暇を使ったので、A社の退職日は3月初めごろになるはずである。したがって、申立期間②についても、同様に船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している船員手帳によると、A社に係る最初の雇入年月日が昭和45年8月23日であることが確認できることから、申立期間①のうち、45年8月23日から同年9月1日までの期間については同社に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人がA社において資格取得した昭和45年9月1日には申立人のほか14人が同時に資格取得していることが確認でき、この中の2人に聴取したところ、資格取得日の数日前から同社に勤務していたと証言していることから、申立期間①の当時、同社は、入社後直ちに船員保険に加入させる取扱いを励行せず、一定期間に入社した者の資格取得をまとめて行っていたことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は船員手帳におけるA社に係る最後の雇止年月日が昭和48年2月23日ではあるものの、10日間の有給休暇があったので、資格喪失日は3月上旬になると主張している。

しかし、申立人が保管している船員手帳には「昭和48年2月23日雇止、依願退職」と記載されているだけで、申立人が3月上旬まで有給休暇を付与されていたことは確認できないのに対し、同僚のうち、雇止日の約1か月以上後に資格喪失していることが確認できた複数の者には船員手帳に「有給休暇」と明記されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の被保険者名簿によると、申立人は昭和48年3月3日に船員保険の被保険者証を返納したことが確認できる。

さらに、A社には申立期間①及び②当時の人事記録等は残っていない上、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月6日から49年9月6日まで

私は、A社には1年6か月勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が6か月となっていることは納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票について、申立人及び複数の同僚は資格喪失日から1年4か月ないし1年10か月経過した後（申立人は1年10か月後）、被保険者資格の喪失手続がなされ、かつ、いったん行った報酬月額算定基礎届に係る定時決定記録を取り消している。

しかし、上記同僚は、いずれの者も自分の加入期間に誤りは無い旨証言している上、このうち二人の同僚は厚生年金保険の資格喪失日と、雇用保険の資格喪失日がおおむね合致していることから、単に喪失届に係る事務処理が遅延したものと考えられる。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

さらに、申立人は、A社の所在地について、同社を退職してから約1年後の昭和50年半ばまでBビル内にあったと主張するが、C社が公表している記録及び同僚の証言によると、当時のA社の所在地は49年2月には別のビルに移転していたことが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、C社厚生年金基金の加入員台帳により、申立人が昭和48年3月6日に同基金の加入員資格を取得し、同年9月7日に加入員資格を喪失していることが確認でき、当該取得日及び喪失日は厚生年金保険の取得日及び喪失日の

記録とおおむね合致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月22日から同年10月9日まで
② 昭和40年7月1日から41年11月1日まで

私はA社に昭和35年2月に入社し、39年7月末まで勤務した。厚生年金保険の記録は、途中の昭和38年8月22日から同年10月9日までが抜けている。同社が途中からB社に変わったことも知らなかった。

また、C社には昭和41年10月末まで勤務したが、40年7月1日までしか記録が無い。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社の役員は、「同社は、46年9月28日に解散しており、当時の資料も保存が無く、申立期間当時の事業主も既に他界している。」と説明しており、申立ての事実に係る証言等を得ることができない。

さらに、申立人が記憶する当時の上司及び同僚は申立人の氏名を記憶しているものの、申立人の勤務期間に関する記憶は無いとしている。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、C社は平成8年1月に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、2月に解散しており、資料の保管は無いものの、同社で昭和41年6月1

日に資格取得をしている事業主の親族が、期間は不明としながらも、申立人が申立期間②において同社に勤務していた旨を証言している。

しかし、申立人のC社における雇用保険の資格取得日及び喪失日は、厚生年金保険の資格取得日及び喪失日と合致し、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から49年6月21日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることは納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和44年12月3日から47年7月27日までの間、B社にて夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっており、同年9月13日から49年6月21日までの間、A社にて夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社は平成21年2月に破産により解散している上、当時の事業主は既に他界しており、ほかに証言を得ることができる者も見当たらない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年7月1日まで
社会保険庁の記録では、平成9年10月から10年7月に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与明細書では44万円の報酬に見合う等級の保険料が源泉徴収されていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び平成9年分の所得税の確定申告書により確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

しかし、申立人は、A社の事業主の子として、同社の窓口業務、経理事務全般及び会計業務に従事するとともに、同社所在地にて事業主宅に同居していたと証言している上、源泉徴収簿及び所得税の確定申告書によると、同社における役職として「理事」の肩書を持っていたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は、同社の業務全般に深く関与する立場にあったと考えられる。

また、A社の元従業員二人はいずれも「申立人の職務内容についてはよく分からない。事業所の給与事務など経理的な事務は、代表者の家族が行っていたと思う。」旨を証言している。

さらに、申立人の母は「A社は、個人経営の事業所であった。雇い人に任せられない事務は、自分と娘がやるしかなかった。」と証言しており、当該母は、申立期間当時、同社の経理事務及び労務事務全般を統括管理する者であ

った。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社において厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続を知り得る立場にあった者と推定でき、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛知厚生年金 事案1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月3日から同年11月10日まで
昭和28年7月から同年11月まで勤務していたA社での厚生年金保険記録が無いことはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社がA社に譲渡されたとする申立人の説明は、同僚の証言内容とおおむね一致していることから、期間は不明ながら、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番はなく、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、上記同僚は、申立人の在籍に関しては不明である旨証言している上、申立人はA社における同僚の氏名等の記憶が無いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 1 日から 32 年 9 月 15 日まで
② 昭和 33 年 2 月 3 日から 36 年 10 月 26 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 26 日から 38 年 3 月 25 日まで

58 歳の時に、自分が受け取る年金の金額がいくらか社会保険事務所に確認に行ったところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。

脱退手当金について請求書に記入した記憶や受け取った記憶が無いので年金額に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者原票等に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③の厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 7 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から35年6月30日まで

厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社に勤務していた申立期間については脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

しかし、私は、A社を退職する際に脱退手当金の説明を聞いた覚えは無く、自分で手続をした覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 14 日から 39 年 4 月 21 日まで
私は、A社及びB社に勤務した期間の脱退手当金を受け取った記憶はある。
しかし、C社(D支店)に勤務した期間まで脱退手当金支給済み期間となっているのは納得できない。同社同支店は支給済みなのに、同社E支店のみ記録が残っているのもおかしい。
私は、当該期間について脱退手当金を受け取ったことも、受給手続きを行ったことも無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後に勤務したA社及びB社における被保険者期間の脱退手当金を受給したと主張しているが、社会保険庁の記録上、C社D支店に勤務した申立期間とそれ以後にA社及びB社に勤務した期間とを合わせた期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以後の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所に保管されている申立期間に係る脱退手当金の支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書には、申立期間とそれ以後に勤務したA社及びB社が記載されている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金裁定何に記載された脱退手当金の送金先は当時の申立人の居住地の近隣に存在した郵便局となっていることを踏まえると、申立人の意思に基づき申立期間を含む脱退手当金が請求されたものと考えられる。

なお、C社のE支店に係る被保険者記録について、本来は申立人の脱退手当金の支給期間に合算されるべきであったが、同社D支店と管轄社会保険事務所が相違していたため、同支店のみで支給期間を計算し、同社E支店に係る期間

が脱退手当金の支給期間から欠落したものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。